

創部三十周年記念講演第5回

# キャッチボールの解消と訂正のあり方

前知的財産高等裁判所長  
早稲田大学法科大学院教授 弁護士

塚原 朋一



## 【はじめに—司会】

本日の講師は、前知的財産高等裁判所所長で現在は早稲田大学教授及び弁護士をされている塚原朋一先生です。塚原先生は、司法修習は第22期ですので、奇しくも当部（東京弁護士会知的財産権法部）の小池豊部長と同期でおられます。塚原先生は、昭和45年、大阪地方裁判所で裁判官としての御経歴を開始され、その後、最高裁調査官、釧路地方・家庭裁判所長や甲府地方・家庭裁判所長などをお務めになりました。塚原先生にとっても晴天のへきれきだったようですが、平成15年に東京高等裁判所の第18民事部（知財専門部）の部総括を務められることになり、それ以降、足かけ8年にわたり、知財関係事件を担当され、知的財産高等裁判所の部総括、さらに所長をお務めになりました。昨年（平成22年）、退官されて、現在は早稲田大学の教授としても、また弁護士としても、御活躍されております。

## 【問題提起（川田篤弁護士）】

まず、問題提起者から、「キャッチボールの解消と訂正のあり方」につきまして、平成23年改正の内容を交えて御説明させていただいた後、それにお答えいただく形で、塚原先生の御講演をお願いしております。同改正は6月に公布されたばかりで、特許法施行令又は施行規則によるところも多く、予測になる箇所もあります。現時点（平成23年9月13日）で分かる範囲で説明させていただきます。条文は特記していなければ、平成23年改正後の条文とお考えください。

### 第1 平成23年改正の概要

#### 1 審決予告（特許法164条の2）の導入

キャッチボールとの関係で改正法で注目すべきものは、「審決予告」<sup>(1)</sup>（特許法164条の2）の導入です。

審決予告制度の導入前は、請求人が無効審判請求をし、それに対し、被請求人が答弁書を提出するととも

に、通常は訂正請求をしておりました。その後、審判官の心証がある程度固まると、口頭審理が開かれていました。口頭審理では論点整理又は証拠の整理などがされる程度で、直ちに審理を終結するか、書面審理に移行してもそのうち審理終結通知がされ、暫くして審決書が送達されます。これが、従来の実務です。あくまで問題提起者の経験的なものですが、審判請求から審決までの間が大体1年でした。無効審判と併行して侵害訴訟がなされていることも多く、どちらが先に特許の有効性について判断をするのかという一種の競争のようになりますので、審判官も1年内には審決を出そうと努力されていたようです。

審決予告制度の導入後ですが、口頭審理が開かれるところまでは導入前と全く変わりません。口頭審理の後ですが、導入前であれば本来の審決がなされるころでした。しかし、平成23年改正では、請求項の全部又は一部について無効理由があると認められたときは審決予告をするという仕組みが導入されました（特許法164条の2）<sup>(2)</sup>。審決予告がされた後、特許権者には訂正請求の機会が与えられています（特許法134条の2第1項本文）。審決予告後に訂正請求ができる期間については、これから運用で明らかにされようかと存じますが、30日か60日ではないかともいわれています。

特許権者から訂正請求がされると、審判請求人としては、例えば、新たな公知例を追加したくなります。しかし、そのためには、請求書の要旨を変更する必要があります。審判長がこれを認めるかどうかは、その裁量に任せられます。ここで、請求書の要旨の変更は、特許法134条の2第1項に列挙されている訂正が認められる場合のうち「前条第1項の場合〔＝特許法134条1項の場合〕」に該当しますので、改めて訂正を請求する機会が被請求人に与えられます。こうして、被請求人による訂正請求と、請求人による請求書の要旨変更による公知例の追加とが、審決予告の後にも繰

り返されるおそれがあります。キャッチボールの代わりに、無効審判手続内で事件が循環するという事態もあり得るかもしれません。

具体的にどのような運用になるかは見守る必要がありますが、審決予告制度の導入前は1年で審決に至っていたものが、平成23年改正で新たな手続が追加されます。審決までの期間は必然的に延びるでしょうが、どの程度、延びるかは今後の運用次第です。

審判官の方で事件の進行を見極めて、請求書の要旨を変更する補正を許可しないことも、運用上、可能です。特許法131条の2第1項2号には、「次項の規定の審判長の許可があつたものであるとき」とありますので、請求書の要旨を変更する補正を認めるかどうかは、審判長の裁量になります。認められない場合、審判請求人として、どのような対応方法があるかという点、新たな無効審判請求をするしかありません。結局、審判請求人がそのような対応をすることが十分に予測されます。審判長が補正の許可をしないことが、かえって紛争の長期化に繋がるおそれもあります。

## 2 差戻決定及び審決取消訴訟提起後の訂正審判請求の廃止

審決後の制度にも変更があります。平成23年改正前は、審決書の送達から30日以内に審決取消訴訟が提起され、訴えを提起した日から起算して90日以内であれば、訂正審判の請求をすることができました(改正前特許法126条2項ただし書)。こうして、審決取消訴訟と並行して特許庁で手続が進行していました。これに対して、審決取消訴訟が係属している裁判所において、訂正に理由がありそうだと認めるときは、審判への差戻決定(改正前特許法181条2項)をしていました。裁判所で差戻決定をすると、訂正審判請求はみなし取下げとなり、無効審判が再開されます。改めて審理がされ、審決書が送達されます。これが第2次審決になります。これに対し、第2次取消訴訟が提起され、さらに、新たな訂正審判請求もされることがありました。このような形で、事件が裁判所と特許庁の間で、いわばキャッチボールのように往復していました。

この裁判所と特許庁の間での往復に対する批判があり、差戻決定の制度は廃止し、訂正審判請求も認めない方向にしようというのが、新法の制度であります。新法は、平成23年改正前の特許法181条2項とその

関係条文を削り、特許法126条2項の「ただし書」も削りました。こうして、特許無効審判が特許庁に係属したときから、審決が確定するまでは一切訂正審判請求を認めないという非常に単純な制度になりました。

今後の見通しですが、審決予告を経て、最終的な審決がされた後は、取消訴訟を提起しても、訂正審判請求により防御する余地はなくなります。そうしますと、原告である特許権者が取消訴訟で取り得る手段は、審決の結論に影響を及ぼすべき審決の認定又は判断の誤りを主張し、立証することに限られます。その結果、特許無効に関する一連の手続の重心は、審決取消訴訟から無効審判に移るかもしれません。

知財高裁に審決取消訴訟が提起された後は、審理の対象が動きませんし、キャッチボールもなくなりますので、審決取消訴訟の審理は、紛争単位で見れば、迅速化されるでしょう。ただし、差戻決定がされると、3か月から4か月くらいの短期間で審決取消請求事件が取り急ぎ終結していましたが、今後はこのような形で短期に事件が終結することはなくなりますので、統計上は1件当たりの平均審理期間が延びるかもしれません。

## 3 訂正の請求項ごとの判断及び確定の導入

平成23年改正において、「訂正の請求項ごとの判断及び確定の導入」という制度が導入されます。本日のテーマからみると傍論になりますが、少しだけ言及させていただきます。

特許庁は、従来、複数の請求項に係る訂正は一体不可分として扱う運用をしていました。

ところが、特許取消決定取消請求訴訟に関する平成20年の最高裁判決<sup>(3)</sup>により、付与後異議申立てに対する防御手段としての訂正請求は、請求項ごとに判断してよいという趣旨の判示がされました。これにより無効審判も同様な扱いになるものと予想されました。特許庁は、この平成20年の最高裁判決を受けて、基本的には請求項ごとに訂正を認めるかどうかを判断し、かつ確定するものとする運用を始めてはありました。

しかし、何らの制約を設けることなく、訂正が請求項ごと確定することを認めると、「複数の明細書の束」という問題が出てくることが認識されてきました。

この点について、少し見方を変えると、特許権の設定の登録時において、既に請求項の数だけの特許権が

成立し、それぞれの特許権に対応して、請求項の数と同じ数の複数の明細書が潜在的にはあるのかもしれませんが。ただ、特許権の設定の登録時点においては、潜在的には請求項の数だけある複数の明細書の内容はたまたま全て一致しているのだらうと思います。ここで、訂正が一体不可分に確定するという扱いから、請求項ごとに確定するという扱いに変えると、潜在的に複数存在する明細書の内容が食い違い始めるとされています。これが、「複数の明細書の束」の問題です。

いろいろな場合に複数の明細書の内容が食い違うことが想定されます。その詳細は省略いたしますが、一例だけを挙げたいと思います。

例えば、2つの請求項に対し、無効審判請求がされたので、これらの請求項を明細書とともに訂正を請求したとします。ここで、訂正された内容で一方の請求項が訂正後の明細書の内容を前提として先に確定したとします。しかし、その後、審決取消訴訟などを経て、他方の請求項についての訂正と明細書についての訂正がともに認められないながらも、特許は有効であるとして、訂正前の状態で確定したとします。このようなときは、一方の請求項が参照すべき明細書（訂正後のもの）と、他方の請求項が参照すべき明細書（訂正前のもの）とは異なるのではないかといわれております。

しかし、これは、飽くまで一つの事例にすぎません。このように複数の明細書が一つの特許に出現する事態は、訂正などに一定の制約を加えなければ、いろいろな場合に生じてきます。

そこで、複数の明細書が現れてくる事態を極力防止することが、今回の立法の一つの目的でした。具体的には、次の4つの防止策を講じております。

- ① 訂正の目的に引用形式の解消を追加（特許法 126 条 1 項 4 号，134 条の 2 第 1 項 4 号）
- ② 一群の請求項ごとの訂正（特許法 126 条 3 項，134 条の 2 第 3 項）
- ③ 明細書の訂正と関係するすべての請求項の訂正（特許法 126 条 4 項，134 条の 2 第 9 項）
- ④ 訂正の一群の請求項ごとの確定（特許法 167 条の 2）

これらの防止策においても、なお、「複数の明細書の束」が生じ得る事態は、無効審判請求の一部取下げにより、一群の請求項の一部のみ訂正が取り下げられたとみなされる場合（特許法 134 条の 2 第 8 項）など、

平成 23 改正法において完全には避けられないようです<sup>(4)</sup>。

しかし、これらの防止策についての詳細は、余りに複雑ですので、説明は省略させていただきます。前置きはこの程度にして、問題提起に移ります。

## 第 2 問題提起

### 1 問題提起 1 – 審決予告の導入及び訂正審判請求の制限は、特許紛争の「迅速」な解決に資するか

まず、問題意識です。先ほど御説明しましたように、平成 23 年改正による差戻決定の廃止により、裁判所と特許庁の間での無用なキャッチボールはなくなります。しかし、無効審判手続内で事件が循環するおそれもあります。その意味で、全体として紛争解決が迅速化されるかどうかは分かりません。特許権侵害訴訟の一審の裁判所や知財高裁は、最終的な審決の時期が先延ばしになりますので、審決予告の段階で判断するのか、それとも、その後の最終的な審決を待つのかのいずれかになります。もし、最終的な審決を待つということになれば、手続が遅延するおそれがあります。

問題提起に入りますが、特許紛争の「迅速」な解決という点において、平成 23 年改正による審決予告制度の導入及び訂正審判請求の制限はどこまで機能するとお考えであるかについて、御見解をお聞きしたいと思います。もし、問題があるとしたら、さらに何が必要であるかについてもお伺いしたいと存じます。

### 2 問題提起 2 – 審決予告の導入及び訂正審判請求の制限は、特許紛争の「適正」な解決に資するか

これまでは最終的な審決を踏まえて、適当な訂正審判請求をすることができました。しかし、改正後は、訂正の機会は無効審判手続内に限られ、暫定的になされる審決予告に対して訂正請求をすることになります。改正前は、裁判所は第三者的な立場で訂正が妥当かどうかを判断して、差し戻すか、それとも訂正審判の行方を見守るかというような運用が可能でした。しかし、改正後は、暫定的な判断をするのも特許庁、それに対する訂正請求を判断するのも特許庁ですので、第三者的な立場にある裁判所による審査はなされません。例えば、無効審決がされた場合において、適正な訂正がされていれば無効審決の結論に影響を及ぼす可能性があったと認められるときは、審決を裁判所の方で取り消す可能性があるのかという点も、お伺いした

いと存じます。

他方、例えば、審判請求の要旨を変更する補正の可否は、審判官の許可にかかりますが、審判官が補正を許可しないために請求人が新たな公知例を追加することができず、そのまま請求不成立審決がされた場合、新たな公知の追加を審決取消訴訟で行うことは認められておりません。これは、メリヤス編機事件の最高裁の大合議判決<sup>5)</sup>の判示から明らかです。そうしますと、裁判所は、新たな公知例を追加していれば審決の結論に影響があったのではないかということを経由して、審決を取り消す可能性があり得るのでしょうか。それとも、飽くまで、不服があれば、改めて無効審判請求をしなさいということになるのでしょうか。このあたりも確認したいと思っております。

まとめますと、審決予告制度の導入及び訂正審判請求の制限は、特許紛争の「適正」な解決にどこまで資するのでしょうか。もし不足であれば、何が必要なのでしょうか。

**3 問題提起3－訂正の請求項ごとの確定の制度は、特許紛争の「適正」かつ「迅速」な解決に資するか**  
本日の本質的な問題は、審決予告の導入によるキャッチボールの解消です。したがって、訂正の請求項ごとの確定は本題ではありません。しかし、この点について、この制度が特許紛争の「適正」かつ「迅速」な解決に資するものかどうかについて御意見があれば、御教示くださいますよう、お願い申し上げます。

長くなりましたが、問題提起は以上です。それでは、塚原先生に、引き続き、御講演いただきます。

**【御講演（塚原朋一弁護士・前知的財産高等裁判所長）】**

はじめに

私がまずお話しておきたいのは、今回の法改正には、各界、各組織がいろいろな問題意識を持ち寄って議論しているのですが、それぞれの委員や組織が、ご自分の持ち寄ったテーマをそれぞれ実現したいと思い、そして、それぞれがその夢を実現して終わったというような改正ではなかったかという感じを持っています。

例えば、無効審決の第三者効の廃止は大淵（哲也）先生のかつてからの御意見ですし、「キャッチボールの解消」は〔平成23年改正前の〕特許法181条2項に

よる「裁判所の無審査・無検討」（この点は後述するよう若干異議がありますが）による簡易差戻しに対する特許庁の強い反発がありました。無効審決の確定と確定判決の再審問題は、知財訴訟を担当する裁判所全体の、あえて言えば、私自身の、これだけは何としても改正してもらいたいと切実に思ったテーマです。部分確定と訂正は、知財高裁の中ではかなり関心が高かったと思いますが、私自身は、個人的にはそれほど大きな関心事項ではありませんでした。

そこで、本日のテーマである「キャッチボールの解消」ですが、特許法181条2項の決定による簡易差戻しの改廃の問題を、単に「キャッチボールの解消」と言い切ってしまうのはどうかと思っております。

平成15年の改正について、問題提起者もそのように説明していましたが、知財高裁では、確かにほとんど無審査・無検討で差し戻すと見られても仕方がないという運用をしていた裁判体もあったわけですね。そうすると、特許庁審判部からみれば、誰にも読んでもらえない審決を一生懸命に書いてはすぐに戻ってくるという事態が続いていました。このような事態が続いたのでは、特許法181条2項は長いこともたないという感じは持っていました。

## 第1 平成15年改正の思想

実は、平成15年改正前までは、いつでも訂正をすることは可能でした。いわば、特許は20年間生き続けて、その間、原始的に持っている病気が要治療として顕在化すれば、訂正という治療を受けることができ、それは、最高裁で審決が確定するまで可能ということが当たり前とされていました。

平成15年改正でそれをやめて、訂正の期間を、審決取消訴訟の提起後90日間だけ認めるという形にしたわけです。

平成15年改正までは、高裁判決が出てからでも、最高裁に行ってからでも、訂正することはできたわけですが、平成15年改正において、訂正の期間を90日間と思いきり短くして、その代償として特許法181条2項を新設したわけです。

平成15年改正前までは、高裁判決の言渡し後に最高裁に上告されてからでも訂正が許されましたので、最高裁において高裁判決は結果的に間違っていたと判断されて取り消されていたわけです。このように、訂正がされると、特許を無効とする判断は、判決、審決

にかかわらず、取り消されるという状況が続いていました。

## 第2 平成23年改正の背景

ところが、そのように導入された90日間訂正保証の制度が、特許庁審判部からすれば、審決が誰にも読んでもらえないまま、3か月もすれば取り消されて戻ってくるのは、もう嫌になった、無駄ではないのかということから、今回の改正が始まったわけです。これに対して、知財高裁も、無審査・無検討と受け止められても仕方のないような運用をしていた以上、改正はある意味やむを得なかったかなという雰囲気になっていました。

ただ、私自身は、実際のところ、この改正の話が出たときは、あまりにも無効審判手続が特許庁審判部中心になるため、改正しないのがいいのではないかとも思っていたのですが、裁判所から出ていた産業構造審議会の委員が、御自分の経験、知見からすると、改正にあまり反対しないという姿勢であったので、私も余り反対する気にもならず、最終的には、審判部のいわば強い要望が通ったのです。もっとも、後日聞いたところでは、今日お話しする審決予告の制度の内容及びその運用については、最終段階では、かなりの程度、ユーザー、産業界の要望が盛り込まれて変容したと知りしました。

私自身が、東京高裁18民事部(知財専門部)にいたときに、審決等取消訴訟を担当して間もないころ、自動車の「冷凍用モジュレータの事件」<sup>(6)</sup>の特許異議決定取消請求の事件がありました。その事件では審査中に補正がされまして、その補正がいわば権利範囲を広げるような補正だったものですから、特許異議手続で、特許取消しとする決定が出ました。私は、あれこれ一生懸命に考え抜いて、結局は特許庁の決定を維持する判決をしたのですが、判決したあとに、敗訴した原告の代理人が「それなら、やはり元に戻します」と言って、戻す訂正がされて、このため、最高裁で破棄されて返ってきたことがありました。「まあ、こういうものなんです」と陪席の皆さんから言われ、「そういうものなのか」と思ったのですが、それが日常のような時代があったわけです。平成15年改正までは、「無効事由は原始的に存在するが、全部を一挙に見出すことは、人知を超える」、「無効事由をある時期にすべて見つけることは無理なんだ」、「権利行使の相手方か

ら何か言われてから、はじめて、ポツポツと、無効事由が浮かび上がってくるんだ」というような発想だったのだらうと思います。

そのような状況の中で、平成15年改正の施行が始まりました。平成15年改正で「いつでも」、「どこでも」訂正ができるとされていたのが廃止されて、提訴後90日に限るとされたのです。ですから、これは非常に画期的な改正だったのです。その導入の際は、だいぶ議論があったように、私は思っています。

今回の平成23年改正は、前回の平成15年改正のときもそうですが、特許庁としては、「やろうと思えば、訂正は早くやれる」、「訂正は、決められた期間にだけ、一挙にやってもらう」という発想の下に、その90日の代償として、審決予告後の審判手続内の訂正請求制度を導入したわけです。

## 第3 審決予告の導入

### 1 審決予告の導入

今回の改正で、審決予告という民事訴訟の手続法の世界でも類例をみない制度ができたわけでありますが、今までの制度と異なるのは、訂正の手続の途中で裁判所に行くのか、特許庁の手続内で全て行い、裁判所には行かないのかという点だらうと思います。とにかく、今後は、裁判所に来たらもう訂正できないという状態になるわけですから、今回の改正は、さらにもっと大きな改正ではないでしょうか。そのような改正が、よくすんなり通るものだなと感じています。

これは、私の計算ですが、マクロ的に考えると、現行制度の第一次審決と第二次審決を合計した数と、改正後の審決予告の数と審決の数を合計した数は、おそらくあまり変わらないだらうと思います。結局、審決の数は訂正の回数に依存することになるからです。

それを、裁判所と特許庁の間で、行ったり来たりすることによる時間が省けるというメリットはあるだらうと思いますが、審決という確定的な形で判断を公にし、不服のある当事者が提訴して審決の違法事由を公の手続で主張するという白日の下できちんと手続を進行する方式に比べると、審決予告とこれに対する訂正請求、反論書や上申書のやり取りという第三者からは見えない閉鎖空間で進行する方式は、運用にもよりましようが、何がどのようにしてどこまで進行しているのか、分かりにくくなりますし、もしかして、混沌とした渋滞状況に入ったら、なかなか抜け出てこれな

いことになるかもしれません。そうすると、審判官の手間暇については、それほど合理化に繋がらないで、むしろ負担はかなり重いものになり、少なくとも現在予想される運用方針による限り、これまた長続きしないだろうと思います。

## 2 審決予告の運用方法

審決予告の内容に入りますが、今の段階で予想される運用の方針によれば、今まで書かれていた審決と全く同じ内容の審決予告が書かれるものと聞いております。ですから、審決予告がなされ、それに対して訂正があって、それからそれに対応した形で審決をするという場合、審決予告も訂正後の審決も、どちらも本格的なものですので、期間を別にすると、手間自体は変わらないはずであります。

先ほどから繰り返し言っていますように、今回の改正で、訂正期間について90日の保証がなくなり、条文の中には「相当の期間」としか書いてありません。この期間については、今予想されているところでは30日となるようです<sup>(7)</sup>。

私も、定年退官をして、弁護士になりましたが、弁護士になって、期間を守るということは非常に重大で困難な課題だとつくづく思います。2週間という控訴期間も、非常に短い。しょっちゅう指定される準備書面の提出期限は、特に外国のクライアントの関係でいうと、丁寧な仕事をするには、不可能に近い期間だろうと思います。

訂正期間について、仮に30日であるとする、今までの90日に比べると、訂正案のために熟慮検討し起案する期間は3分の1になってしまうわけです。この「相当の期間」をどのように定めていくかということ、大きな運用上の問題であろうかと思えます。

本来、相当期間という表現は、具体的な事案によるものと思われまますので、相当期間については、具体的に何日にするかについては、審判官は、権利者及び請求人と議論すべきであり、少なくとも権利者の意見を聴取すべきです。法文上、そのような手続が定められていませんが、当然であると思えます。

また、審判手続は、すでに口頭審理を終えて、書面審理に入っていますので、全てのやり取りが書面手続になるかのようです。公知技術を新たに追加することを認めるときは、口頭審理の再開はされることが多いようですが、どのような手続になるのか、今の段階で

ははっきりしません。特許庁の審判に何らかの形で関係した人の話をあれこれお聞きすると、訂正請求があれば、従来の第2次審判手続（第一次審決が改正前の181条2項に基づく簡易差戻しになった場合の審判手続）の場合と同様、当然、権利者からは、訂正の理由書、相手方の反論書が提出されることになり、その限りでは、口頭審理が行われることが多くなるだろうと考えております。

しかし、他方、審理は終結されていません。そうすると、訂正の理由となった無効判断に対する権利者の主張書面、無効判断や訂正と関係しない審決予告の判断部分に関する主張書面が提出された場合、それは、どのように扱われるのでしょうか、これについては、後ほど、改めて言及します。

## 第4 現行法時代（平成23年改正前）の知財高裁の実務上の問題点

### 1 現行法時代（平成23年改正前）の知財高裁の実務上の問題点

ここで、改めて、現行法の時代の話をするわけですが、私は、今回の改正は、特許権者にとっては、必ずしもいい改正とはとても思えないと申し上げましたが、なぜ今回の改正が行われたのかについて、現行法時代の知財高裁の実務の問題点、いわば反省を含めてお話ししたいと思います。

平成15年改正により特許法181条2項による簡易差戻しの制度が導入された段階では、裁判所が無審査・無検討で差し戻すことについて、被告の代理人に意見を聴く手続をとると、特に、弁護士たる代理人から、非常に強い反対意見が出されていきました。しかし、だんだん反対の程度が弱くなっていった、もう諦めたのか、最近では反対意見を余り言わなくなりました。

平成17年4月1日に知財高裁が発足しましたが、その翌年（平成18年）2月の弁護士会との座談会で、特許法181条2項の運用について議論されました。ちょうどホットな時期で、かなり被告代理人の立場から詳細な反対の意見書が出てきていた時代でした、それは翌年（平成19年）あたりまで続いていたと思えます。当時、私は、知財高裁第4部に部総括としていたわけでありましたが、同部の田中昌利判事（当時）にお願いして、知財高裁が発足してから1年2か月の間、簡易差戻決定についてどのような運用状況にあるかに

ついて、処理件数の実際を調べてもらいました。件数としては、差し戻さない件数よりは、差し戻している件数がはるかに高かったのです。しかし、もっと大きく差が出たのは、部による運用が全く違っていたということがあります。ただ、答弁としては、知財高裁の意見としては、無審査・無検討という実務は行っていないと答えております<sup>(8)</sup>。

実際にこのような問題があったので、知財高裁では、個々の事案ごとに必要な合議をすること、あるいは、原則として調査官の意見を聴くことにするなどの運用が行われるようになりました。平成19年2月にも、弁護士会からの同様の問題提起について、嶋末(和秀)判事が同じように回答しています。

ただ、部によっては、全く検討しないといいますか、訂正審判請求があれば即時差し戻すという運用をしていた部があったことも、事実のようです。私が所長になってからは、なるべく無審査・無検討で差し戻すことがないようにということで、再度の審決取消訴訟が提訴されたときは、第一次審決を取り消した部に事件を戻すという運用を申し合わせました。これによって、自分で処理した差し戻し案件がどのような経緯をたどったか、差し戻しをした判断の当否について、いわば自分で追跡調査をすることができようになりました。

今回の改正は、産業構造審議会において、知財高裁では無審査・無検討で行われていることもあるかのように受け取められ、その方向に進んだように理解しています。

## 第5 改正法における審決予告の位置づけ

### 1 審決予告の位置づけ

改正作業の当初の議論では、審決予告は、いわば通常の意味でいう「心証の開示」のように考えたようでした。してもよいし、しなくてもよいというものでした。

しかし、結局、審決と書きぶりや内容が同じような「審決予告」をするということになり、するかどうかにしても裁量的ではなく、一部でも無効を含む以上、常にしなくてはいけない、という制度になりました。ただし、審決予告の具体的な内容がどうであるかということは、条文が「第157条第2項の規定(審決の記載内容を定めた条項)は、第1項の審決の予告に準用する。」と記載するのみで、あとは運用に任せられます。スタート時の運用上は、審決と全く同じ形式、同

じ内容であるということのようであります。審決予告についての条文は、特許法164条の2、156条2項があるぐらいですが、準用される157条2項は、審決の記載内容について、その4号で「審決の結論及び理由」と定めているだけであり、いわば、1つのまとまった判断を伝達する書面であれば、いかなる書面でも常に結論とその理由が記載されるのは、至極当然なことであり、そのような当然なことを「準用する」というのですから、法文から得られる規範、規律は最小限のものにすぎません。

特許庁審判部が提案した審決予告が、どうしてこのような変貌を遂げたのか、ある関係者の話によると、ユーザーの強い要望からそうなったと聞いており、特許庁審判部の意向ではないということのようです。

その164条の2第1項は、「審決をするのに熟した場合に」、「無効事由があると認められるとき」としており、もはや口頭審理が終わっておりますので、以降の手続は、書面手続の段階に入ることになります。要するに、訂正請求に関する以外の審理はすべて終了という段階です。ただ、改正法156条2項では、「特許無効審判においては、事件が終結するのに熟した場合であって第164条の2第1項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であって同条第2項の規定により指定した期間内に被請求人が第134条の2第1項の訂正の請求……をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。」と定めています。

とにかく、改正法の内容と運用の両方を交えて、お話をしていますが、審決予告の制度は、スタートとしては、非常にがっちりとした形で運用開始ということでもあります。

### 2 審決予告の運用—審決予告の実質的な内容の変更の可否

運用の問題として、審決予告に記載された実質的な内容について、審判体が何らかの事情により変更するという運用はあり得るかという問題があります。内容的な変更には、訂正が行われたことにより、審決予告がその目的に沿って作用した結果、変更になることがあります(これは、いわば正常な場合の生理的な変更です)。しかし、ここでは、そうではなく、審決予告の判断が、当事者の指摘又は審判官が自ら再度検討した結果、誤りを発見したため、これを訂正する場合を

ということとします（これはいわば「更正」と呼ぶべきでしょうが、民訴法の更正とはかなり異なる場合を含むので、やはり変更と言います。）。これは、今般の法改正に何らか形で関与された人にもいろいろとお聞きするところでは、「そういう変更は基本的にはないが、例外的にはある」ということのようにです。

その理由は、もともと、審決予告は、審決の中に示される無効判断の内容を本来の審決の前に告知して訂正の機会を付与し、これによってされる訂正を取り込んで最終的な審決をしようという制度ですから、審決予告の中で、無効請求不成立の判断を含むことは、前提としていません。無効請求不成立という判断は参考として開示するという意味しかありません。もっと、はっきり言えば、無効判断は、審決予告の内容になるが、それ以外の判断は法的に要求されておらず、そうであれば、審決予告に盛り込まれないのを通常とすべきものです。このように、運用が決まりそうな理由は、仄聞するところによれば、先ほどから申し上げているユーザーの立法段階における要望を尊重せざるを得なかったことにあるようです。

では、本当に、審決予告の判断内容を変更するという例外はないのかという問題に入ります。これは、どなたでもまずは同じ問題提起から始まると思いますが、推論・結論に関係のない誤字脱字等については変更（訂正）されると考えられます。しかし、本当に単なる誤字脱字だけであれば、それ自体を議論する意味は全くありません。訂正されなくて残っていても、格好は悪いですが、変更に値せず、実害がありません。

次に、審決予告の実質的な内容上の変更は許されないかという問題です。審決予告の内容に明らかな誤りがあり、審決が取り消されることが避けられないような場合は、訂正機会付与の制度の本来の目的には関係はないが、間違っただけの審決予告の内容を前提にして、間違っただけの審決を出すことを回避するためには、審決を書き直すことになるだろうと思います。これは、法解釈論というよりも、審決予告が最終的・確定的な審決でない以上、条理からして、そうならざるを得ないと思います。

ところで、審決予告の内容について、実質的な変更があり得るとして、その変更には、訂正との視点からいえば、2種類があります。1つは、無効とすることを含まない部分の判断事項の変更です。もう1つは、無効判断とする判断事項の変更です。後者の場合は、再

度の審決予告をするということが、運用上考えられているようではありますが、いわば当然なことになります。前者の場合は、審決予告の制度からすると、結論が同じく無効とすることを含まないのであれば、法解釈論としては、再度の審決予告の必要性はありませんが、運用上、どうするのかは、私の小さな耳には入っていません。

そして、同一特許について、無効事由が複数ある場合には、権利者からの反論によって、審決予告の判断を変更することはしばしばありそうです。このような再度の審決予告をできる限り少なくするためにも、無効事由が複数ある場合について、運用上、審決予告としては、最初からその全部を判断開示することが要求されるのではないかという問題があります。もともと、この問題は、無効事由が複数主張されている場合においては、審決も判決も、できる限りそのすべてについて、審理判断し、紛争の一次的解決を図ろうという課題のもとに、平成15、16年ころには、大いに議論されました。この実務手法は、多分に政策的であり、かつ、訓示的でありまして、運用に任せられていたが、かなり実践されています。それを審決予告に、運用上は、裁量的なものではなく、義務的なものとして採り入れようという考えです。この場合は、審決予告は、審決よりも負担の重い制度になります。

以上、いろいろと述べてまいりましたが、審決予告後に主張書面を出せば、その内容を変更してもらえぬ制度なのだという実務上の理解が進むと、その期待がだんだん大きくなっていき、同一審判手続内での不服申立手段として一般化してしまい、審判官の負担は、余りにも過重になり、制度が円滑で迅速な運営をする障害になります。

### 3 審決予告の運用—実質的な内容を変更する場合の手続上の問題点

そうすると（審決予告の判断は変更してもらえぬこともあるんだという運用になると）、実質的な判断の変更、すなわち、事実認定の誤りや判断の違法をどのように審判官に訴えるかになります。既に、「審決をするのに熟した場合」になっており、口頭審理を終え、当面必要な書面手続も終了していますので、当事者としては、自分の認識意見を審査官に出すためには、上申書か意見書の類いを提出することが考えられるだろうと思います。



上申書等が提出された場合には、次のような問題点があると思います。先ほど言ったように、審決予告の内容の実質的変更は原則しないという建前からは、審決予告に対する反論は原則として意味がないものと考えられます。特許庁の旧関係者などから漏れ伝わってくる情報によると、上申書を出された場合、提出を拒絶する理由はないというネガティブな理由によって、受理することになるだろうということです。

上申書の受理を認めると、この書面の内容は、相手方に開示されますので、相手方は当然不安になります。なお、上申書の意義・性格が制度上不明なのです（民事訴訟でも「上申書」はあまりに多義多様であり副本が相手方に直送されるとは限りません。）が、審理は事実上終了していますが、審理終結の通知はされていないため（156条2項参照）、無効審判の手続は続行している状態になっていますので、通常は、相手方にも通例に従って副本を提出することになるかと思われまます。そうすると、相手方は黙っているわけがなく、当然に相手方は反論をする上申書を提出してくるようになります。これが例外的に行われるのかということ、むしろ逆で、それが常態化するものと、私は、当事者心理として、予想しています。

審決予告後の手続は、まずは訂正請求に関する手続になりますが、口頭審理をする場合もありますし、口頭審理をしない場合もあるようであります。いずれにしても、上述したように、審理終結通知がされていないので、審判手続は進行中ですが、特許庁の予想される運営方針によれば、訂正請求に関する書面と訂正請求に関しない書面との区別は、書面のタイトルによるということのようで、後者の場合は、上申書になると考えているようです。しかし、同一の審判手続内のことですから、訂正請求書及びその意見書等と一緒に、あるいは、これらと渾然一体として、無効判断に対しその前提となる事実認定の不合理性や進歩性等の判断の法的な不当性を主張する内容を提出することも考えられます。特許庁としては、訂正に関する書面だけを分離して受け付けるということができないではないが、實際上、不可能であり、受け付けざるを得ないと思います。

審決予告制度が、前代未聞の制度である以上、当事者・代理人としては、念のためであろうと、手続上禁止されていないのであれば、何でも試みる、ということになることは必定です。

ですから、このあたりの手続は、便覧などで、明確に定め、運用上も厳格に実行しないと、手続上、非常に不安定なもの、ひいては不公平、違法性を帯びるという問題が生じてくると思われます。審判手続では、一方当事者と面談することは禁止されているようですが、ここで問題にしている審決予告後の手続もすべて書面で、行われることになりますが、お互いにどのような書面を出したかということが分かる状態ですので、クライアントは代理人に対し「やれることは全部やってください」ということになります。審決予告後の手続こそが、多数の上申書が飛び交う対峙応酬によって、短期間ながらも集中して、最も充実した審理が行われるのではないかと想像しています。

#### 4 審決予告の運用—再度の審決予告か再度の訂正請求か

審決予告に対し、被請求人が訂正請求をしたが、審判官が、それまでの引用例を維持して基本的に同旨の理由で無効判断を維持することができると考えたときは、そのまま審決に移行することになるかと思えます。しかし、訂正請求が通り、新たな引用例を提示することを要する場合には、1つは、審判請求書の理由の補正を認める方式をとるか（法131条の2第1項2号及び第2項）、もう1つは、提示された新たな引用例は職権で考慮することとして、無効理由通知（法153条1項及び2項）を出し直すことが考えられますが、そうすると、この場合、再度の審決予告をすることになり、これに対し、権利者から再度の訂正請求が行われることになるのではないかと、という意見も考えられるところです。

しかし、特許庁としては、このような場合、再度の審決予告をすることは想定しておらず、必要があれば、裁量により、134条の2第1項（134条2項〔要旨変更補正を許可する場合の答弁書提出〕又は153条2項〔無効理由通知に対する意見書提出〕）の訂正請求の機会が付与され、そこで再度の訂正請求が行われるという運用を考えている、と聞いております。

#### 第6 問題提起者からの質問に対する回答

##### 1 問題提起1—審決予告の導入及び訂正審判請求の制限は特許紛争の「迅速」な解決に資するか—に対する回答

問題提起者の問題意識は、無効審決において訂正と

無効審判請求書の要旨変更の補正とが際限なく繰り返されて、特許紛争の迅速な解決にならないのではないかとことです。審決予告に対して新たな公知技術が追加され、それに対して訂正がされ、また審決予告を出す。そうすると、審決予告と公知技術の追加・訂正の循環が際限なく繰り返されるのではないかと、という問題が考えられるかと思えます。

これについては、先ほど、紹介したように、必ずしも再度の審決ではなく、訂正請求の機会が順次付与され、再度、再々度の審決にはならないという説明を受けていますが、手続としてはどうなるかは別として、実体問題としては、御指摘のような事例もあり得るかと思えます。

ただ、特許庁の関係者にそういう先例の件数をお聞きしたところ、そう多数回ということはなく、高々あっても2回ぐらい、上限は3回ぐらいかなという感じですが、ただ、件数としては、毎年、複数件はあるようだという事です。

問題提起者として、川田先生は、今般の改正によって、簡易差戻しの制度がなくなることから、審決取消訴訟の平均審理期間が、統計上、大幅に延びるのではないかとこの点について心配をしておられます。

しかしながら、統計上の数字を計算すると、審決取消訴訟事件は、年平均、400ないし500件ぐらいあり、簡易差戻しされないで審理判決された事件の平均審理期間は7、8か月弱です。そのうち、おおむね1割に相当する事件が特許庁に簡易差戻しされているのですが、その事件は大体3か月程度で裁判所が処理したことになります。改正後は審理期間としては、約50件分については3か月程度であった数字が分母と分子からそれぞれなくなることにより、審理期間はその分だけ長くなるということになります。しかし、処理件数全体からみれば、長期化した分は、計算上、わずか1か月程度になります。ですから、平均審理期間が長期化したという印象を与えることにはなりません<sup>(9)</sup>。

それよりも、無効結論の審決取消訴訟の提訴件数が、審決予告後の訂正請求を経て提訴されることになるので、大幅に少なくなるわけですが、知財高裁の定員が減らされることにならないといいなと思えます。知財訴訟を専門的に担当する裁判官は、長期的・計画的に持続して育成する必要がありますので、急に人員を増やしたり、減らしたりするというわけにはいきません。そんなわけで、御指摘のことと別な心配をして

います。

## 2 問題提起2－審決予告の導入及び訂正審判請求の制限は、特許紛争の「適正」な解決に資するかーに対する回答

平成23年改正前は、最終的な審決を踏まえて、じっくりと検討の上で、より適正な訂正審判請求をすることができましたが、改正後は審決予告とそれに続く訂正請求は、特許庁における手続で、裁判所による第三者的な審査がなされないため、適正な紛争解決に資するのか、という問題意識があります。

これについて、例えば、無効審決がされた場合において、適正な訂正がされていれば無効審決の結果に影響を及ぼすことが認められるときは、審決を取り消す可能性があり得るかということですが、端的に言って、難しいだろうと思えます。

目の前の審決を取り消すには何かきちんとした理由が必要ですので、審決を取り消すために、法令の解釈適用の誤りによって審理不尽が生じているとか、釈明権の不行使が生じているとか、というようなことを大前提として高らかにうたってしまうと、それが1人歩きをして、別な大きな問題になってきますので、なかなか難しいだろうと思えます。

また、審判請求の要旨を変更する補正（新たな公知例の追加）を許可しない決定をした上で、請求不成立審決をした場合において、補正を許可する決定がされれば、請求不成立審決の結論に影響を及ぼすべきことが認められる場合には、審決を取り消す可能性があるのかという点についてですが、上述の例と異なり、特許を無効にする方向のことですから、その問題が発見されたときに、請求人の判断で速やかに対応すべきであり、必要であれば改めて審判請求をすべきであると考えます。

## 3 問題提起3－訂正の請求項ごとの確定の制度は、特許紛争の「適正」かつ「迅速」な解決に資するかーに対する回答

訂正の請求項ごとの許否及び確定は、特許紛争にどう役立つかという問題ですが、この点は問題意識としては、一応、理解はできるのですが、御指摘の問題自体は、部分確定を認めた立法の後始末の問題であり、それ自体が具体的な紛争解決に資することではないと思えます。

もともと、私は、部分確定は明細書の請求項ごとの記載内容の訂正の問題を伴い、はなはだ少ない発生現象のために複雑な明細書をさらに複雑化する制度の導入ですから、部分確定論については反対でした。私自身は、請求項とともにその請求項に対応する明細書の記載をいじれば、もはや他の請求項にも明細書の記載を介して影響を及ぼし、その訂正を部分確定させなくてもいいのではないかと考えていました。ただ、民訴法の附帯控訴が準用されていないことなどから、解釈論としては、部分確定もやむを得ないと受け止めていました。

日本の明細書は、部分確定を前提としないで、訂正が行われてきた長期間の実態があって、そのようなことを前提として、クレームごとに明細書があるとは考えられてきませんでした。最近の議論では「明細書の束」という言葉を使っているようですが、私は、明細書がはじめからクレームごとに存在していると考えずに、明細書はあくまで一個であるものの、クレームとの関係で明細書の関係部分の記載が相対的に訂正されると考えるといいと思うのですが、法律家には理解できても、法律家以外の方々の大半の方々にとっては、理解不可能です。例えば、法律家が物権変動を理解することは、司法試験の勉強の第一歩のようなどころがあって、物権変動は対世的なものであるのに、物権変動が相対的に行われている、ということ、我々はいとも簡単に受け入れる素地を持っているのです。これを弁理士さんたちの勉強会で議論をしたことがあるのですが、誰も理解してくれないし、しようと思ってくれない。「何だ、それ」というような反応があったので、これを理解してもらうのは、そもそも、社会全体としては、無理だという思いがありました。世間では、法律家の方が変なのです。

この問題について、弁護士会の研究会などで、この問題の理解の仕方を議論してみても、最も先端を走っている弁護士の三村量一先生は、「いや、こういう部分確定や訂正がどんどん出てきて、そういう明細書がいっぱい出てくれば、普通に理解してもらえるようになる」と言っていたのですが、そうかなと思いました。

特許庁のある審判官に個人的にお話を聞いたところ、このような部分確定と訂正で、明細書に訂正が入る問題、最近の言葉でいえば、「明細書の束」が起きるのは、年間数件ぐらいたそうです。数件が多いかどうかは分かりません。私は、もっと少ないのかなと思います。

ました。そのために難しい議論をしても、誰も追いついてこないようなことを制度化する必要があるかなと思いました。

特許法 134 条の 2 第 8 項の問題〔無効審判請求の一部取下げに伴う訂正請求の一部のみなし取下げによる一群の請求項ごとの訂正請求の分断のこと。〕は、多分年 1 回も起きないのではないかと、特許庁の先ほどの方は話しておりました。

しかし、知財高裁が、いくつもの部分確定を命ずるような判決を出しましたし、特許法の文言解釈としては、特許庁としては、部分確定を認めざるを得ませんでした。部分確定を認めざるを得なかった以上、なるべく訂正について相対的な明細書を作らないことのために、今回いろいろ工夫をしたのだというように理解しています。

「一群の請求項」ごとという議論は余り大きな議論ではなくて、基本的に引用関係の場合をいうことのもので、あまり問題は難しくないので、明細書の記載の問題は難しい問題のまま、改正法に問題を引っ張ってきていると思います。明細書の関係では、できるだけそのような相対的な明細書を「作らないように、作らないように、発生しないように」立法的な措置を講じたということのようです。しかしながら、やむを得ない場合として、どうしても幾つかあります。それは、まさに御質問にあるような、特許法 134 条の 2 第 8 項の問題は、要するに、訂正は、無効に対抗するために存在するので、無効審判請求が取り下げられてしまえば、訂正請求は、それに付従あるいは随伴するようなもので、やむを得ないものとして、そうせざるを得なかったということのようでもあります。

以上、あるいは駆け足になってしまっていて、言うべきことを落としたような気もしないでもありませんが、申し上げたいことは、全部言い終えたように思います。どうもありがとうございました。

### 【質疑応答】

**問題提起者** これまでの訂正審判請求は、訴え提起から 90 日間、実質的には審決から 30 日以内に訴えを提起すればよいので、実際には合計すれば 4 か月の考慮期間がありました。今後は、訂正請求の期間は審決の予告後 30 日ともいわれていますが、やはり短いという感触をお持ちでしょうか。

**塚原先生** 期間を定めるために、一体、どのような事

由、事情をどのように考慮すべきであるのか、また、そうした事由等をどのような手続により考慮すべきであるのか、例えば、権利者の意見を聴取するのかなどの手続的な規律を一切定めておりません。上告、控訴するとか、あるいは提訴、不服申立てなどをするのは、通常、決断するだけでいいのですが、訂正請求は、上告受理理由などと同じく、内容を検討し、起案しなければならないのです。これらを全く法の執行者に任せて、全く規律しないで、「相当の期間」としてあります。

例えば、審決予告は、択一的な関係になる無効事由が複数ある場合には、その1つだけではなく、そのすべての判断理由を開示することになっていますので、そのような場合には、典型的に長期間を要する場合として、やはり2か月とか、3か月とか長期間を定めるべきかと思えます。

**部員** 部分確定により、相対的な明細書が発生した場合に、いわゆる物権変動の二重譲渡のような話になったときに、どちらを優先する形になるのでしょうか。要するに、相対的になったときに、どちらを優先するのか。それとも、優先せずに、両すくみの状態になってしまうのでしょうか。

**塚原先生** 私の説明が不完全であるため、一部誤解させてしまいましたが、請求項ごとの明細書の記載内容を物権変動と同じように理解するというではないです。ある1本の特許の明細書の記載のある部分が、請求項1との関係では訂正されているが、請求項2との関係では、訂正されないままという状況の場合です。だから、1本の明細書の当該部分が相異なって両方とも存在しているということです。明細書は、あくまで1本ですので、1本の明細書のある部分がある請求項との関係でのみ訂正され、他の請求項との関係では訂正されていない場合には、その両者の関係は異次元の世界でありますので、絶対的な世界では観念することはできません。

**部員** 特許公報の公示機能との関係で、請求項ごとの確定がなされたときに、それがどのように公示されるかという点について立法過程でのお話というのはありましたでしょうか。

**塚原先生** 元々、部分確定を認める改正は、裁判所が判決によって要求したようなものでありまして、産業界あるいはユーザーからの要求ではありませんし

た。特許庁としては、当初は、部分確定はなるべくやめたいということでした。産構審の議論でも、産業界からは、「明細書の束」のようなことは、できる限り、やめてほしいという強い要望があったようです。公示機能の関係では、多分、大福帳のように記帳しないと、記録化できないのではないのでしょうか。公示機能の点で、大きな問題点を残したのです。現在の部分確定の結果は、システム上は、あるべき姿としては、公示できていません。特許庁が部分確定に反対したのは、とにかくシステム自体に根本的に手を入れないとできなかったからです。もの凄いコストがかかります。

## 【後記】

本稿は、東京弁護士会知的財産権法部において、平成23年9月13日に開催された、創部30周年記念講演の第5回の前知的財産高等裁判所長判事の塚原朋一先生の御講演を録音し、若手部員（白井太郎弁護士、小林左和弁護士及び朴慶淑弁護士の3名）の協力により反訳を校閲した上で、塚原先生に加除訂正をいただいたものです。

なお、注は、当部において、読者の参考までに付させていただきました。

## 注

- (1) 法文上は、「審決の予告」であるが、以下、「審決予告」と呼称する。
- (2) その後、特許法施行規則50条の6の2において、審決予告をする場合が列挙された。
- (3) 最判平成20年7月10日（平成19年（行ヒ）第318号）民集62巻7号1905頁＝判時2019号88頁＝判タ1279号110頁〔発光ダイオードモジュールおよび発光ダイオード光源事件上告審判決〕。
- (4) 一群の請求項に対して訂正請求がされたときは、無効審判請求が一部の請求項について取り下げられたときは、取り下げられた請求項に対応する訂正だけが取り下げられたとみなされる（特許法134条の2第8項）。このときは、一群の請求項の一部と残部とが別々に確定し、異なる複数の明細書の束が出現するおそれがある。
- (5) 最大判昭和51年3月10日（昭和42年（行ツ）第28号）民集30巻2号79頁＝判時806号13頁＝判タ334号113頁〔メリヤス編機事件上告審大法廷判決〕。
- (6) 特許の異議取消決定の取消請求事件である冷凍装置用モジュレーターの事件（東京高判平成15年5月22日

- (平成 14 年 (行ケ) 第 138 号) [冷凍装置, モジュレータ付き熱交換器, 及び冷凍装置用モジュレータ事件])。
- (7)ただし, 平成 23 年 9 月 13 日の講演の時点における予想。その後, 30 日は短いという要望が多かったことから, 審決予告後の訂正請求の期間を 30 日から 60 日にする方向で検討がされている。
- (8)日本弁護士連合会知的財産制度委員会「知財高裁・東

- 京地裁知財部と日弁連知的財産制度委員会との意見交換会 (平成 17 年度)」判タ 1207 号 (平成 18 年) 4 頁 (11 頁以下)。
- (9)塚原朋一「知財高裁における訴訟運営の状況と知財訴訟における専門家の活用の実際」ジュリスト 1326 号 10 頁参照。

(原稿受領 2012. 1. 16)

## 「第 17 回知的財産権誌上研究発表会」追加論文募集

日本弁理士会広報センター

副センター長 須藤 浩

会誌編集部長 中村 恵子

### 記

- 応募資格** 知的財産の実務, 研究に携わっている方 (日本弁理士会会員に限りません)  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載号** 2012 年 5 月号
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 14,000 字まで厳守 (引用部分, 図表を含む) パソコン入力のこと
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。予告締切 2012 年 3 月 17 日 (金)
- ①論文の題名 (仮題で可)
- ②発表者の住所・氏名・所属・資格・連絡先 (TEL・FAX・E-mail) を明記のこと
- 論文締切** 2012 年 3 月 23 日 (木) 必着
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当  
TEL:(03)3519-2361 FAX:(03)3519-2706 E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 選考方法** 当委員会の委員で構成される選考委員会にて審査します。  
審査の結果, 不掲載とさせていただくこともありますので, 予めご承知ください。